

海監第18号-3  
令和4年8月23日

海津市長様

海津市監査委員 稲垣 弘久  
海津市監査委員 浅井 まゆみ

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率  
の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を付して提出します。

# 令和3年度 財政健全化審査意見書

## 1. 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、企画財政課より説明を受け実施した。

## 2. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は正確に算定され、いずれも早期健全化基準を下回っており、令和2年度に比べ実質公債費比率は0.4ポイント減少し、将来負担比率も16.7ポイント減少している。

引き続き財政の健全化に努められたい。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.22
連結実質赤字比率	—	—	18.22
実質公債費比率	9.2	8.8	25.0
将来負担比率	49.2	32.5	350.0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため「—」を表示している。

# 令和3年度 経営健全化審査意見書

## 1. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、企画財政課より説明を受け実施した。

## 2. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は正確に算定され、いずれも経営健全化基準を下回っている。

引き続き経営の健全化に努められたい。

(単位：%)

会 計 名	令和2年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
介護老人福祉施設事業特別会計	—	—	
介護老人保健施設事業特別会計	—	—	

※ 資金不足額がないため「—」を表示している。

参 考 : 経営健全化基準は、公営企業ごとの資金不足の比率 20%以上